

今こそ「子どもに関する基本法」の制定を！

～広げよう！子どもの権利条約キャンペーン提言～

(2021年11月20日 最終版)

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン 実行委員会
2021年11月20日

私たち「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、日本で子どもの権利条約がきちんと守られるようにしていくために、日本全国から約190団体が参加して活動している市民社会ネットワークです。子どもの権利条約に書かれた子どもの権利が守られる社会にするために必要だと思うことを、提言としてまとめました。私たちは、この提言を広く社会に発信するとともに、国・都道府県・市区町村にこの提言をもとにした取り組みをすすめるよう働きかけていきます。

私たちの提言には3つの「新しい仕組みづくり」と4つの「大切だと思うこと」があります。「子どもに関する基本法」については以下「子ども基本法」と呼びます。

＜新しい仕組みづくり＞

1. 子どもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する
「子ども基本法」をつくる
2. 子どもの権利を実現するために、国が行うことを全体的に見てすすめる役割ができる国の機関をつくる
3. 子どもの権利が守られているかを確認・監視する仕組みをつくる

＜大切だと思うこと＞

- A 子どもの権利条約を日本中にひろめる
- B 子どもの声を聴き、子どもとともに行動する
- C だれひとり、子どもを取り残さない
- D 子どもに対する暴力を、ぜったいにゆるさない

私たちのこの提言は、今の日本の現状に基づき、市民社会組織として子どもたちと関わる中から出てきたことであり、またその作成過程で子どもたちの意見も反映されています。

ここでいう「子ども」とは国連子どもの権利条約（日本政府訳は「児童の権利に関する条約」）。以下、子どもの権利条約と表記）に則り18歳未満をさします。

3つの「新しい仕組み」を提案します。

日本の子どもの権利は、十分に守られているとはいえません。それは、子どもの権利を守るための「仕組み」がなかったことが、影響しています。子どもに関する議論が高まる中、私たちは以下のことを提案します。

1 子どもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する 「子ども基本法」をつくる

- 1-1 子どもを1人の人として認め、子どもが生まれながらにして権利を持っている存在であることを認める「子ども基本法」を、子どもの権利条約で約束されていることにそって、定めてください。国として子どものしあわせを実現するためにはなにが大切と考えるかを、その法律には書いてください（2以降の「提言」を参照してください）。
- 1-2 「子ども基本法」では、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命・生存・発達の権利」「子どもの意見の尊重」を明記してください。
- 1-3 すでにある子どもに関係する法律や計画は、「子ども基本法」ができたら、そこに書いてある大切にしたいことも含めて実施できるよう、調整してください。
- 1-4 「子ども基本法」には、子どもの権利実現を総合的にすすめる機関（子ども庁・子ども省等）をつくること、また子どもの権利が守られているかを確認する仕組みをつくることも書いてください。また、このような機関はどのような役割を国の中で果たすのかについても書いてください。
- 1-5 「子ども基本法」には、国がすべきこと、また、都道府県・市区町村がすべきことについて書いてください。さらに、企業、教育機関等、子どもに影響を及ぼす組織がとるべき行動についても、書いてください。

【なぜ「子ども基本法」が必要なのでしょう？】

- ・子どもに関する法律が日本にはたくさんあります。しかし、子どもを1人の人として認め、子どもが生まれながらにして権利を持っている存在であること（権利はおとなから与えられるものではないこと）についてきちんと書かれている法律がなく、また子どもの権利のすべての側面について書かれている総合的な法律が存在しません。
- ・日本は1994年に子どもの権利条約を批准（守ることを約束）しました。5年に一度、国連子どもの権利委員会に報告書を出し、子どもの権利がどのように守られているかを報告することになっています（第1回：1998年、第2回：2004年、第3回：2010年、第4回・第5回：2019年と、これまで4回の異本の審査と総括所見）。国連子どもの権利委員会は、日本からの報告に対し「子どもの権利すべてを保障する法律」をつくるよう、何度も強く勧めています。
- ・こうした法律がないことは、日本の子どもに影響しています。なぜなら、問題が起きた時に、その解決方法が「おとなの視点や都合」によるものが多く、「子どもの権利」の視点にたっていないため、子どもにとって最善の利益をきちんと考えることができないのです。子どもの権利条約を知らない人が多く、「子どもに権利がある」という感覚が、人々の中にあまりないことも、子どもの権利を侵害する大きな原因のひとつになっています。
- ・2016年に「児童福祉法」が改正され、子どもの権利条約が児童福祉法のかかげる理念として明確に位置付けられたことや、「子ども・若者育成支援推進法」にも「その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」とあることなど、すでに子どもに関する法律の一部では、子

もの権利条約の理念に触れられています。子どもが置かれている立場を考えた場合、このように子どもを「保護」したり「支援」したりする中できちんと子どもの権利を国として保障することは重要です。私たちが提案する「子ども基本法」は、それを一歩すすめて、子どもの権利条約に対応する形で、日本の社会全体、普段の生活の中で「すべて」の子どもの権利の実現を目指すことを、国として子どもたちに約束する法律です。

【子どもの意見】

●日本では虐待などが起こっている現状があるので、子どもの権利条約は守られていないと考えます。「子ども基本法」を設置し、子どもの権利が守られるようにするための法律や仕組みをつくることが良いと考えるため、「子ども基本法」があった方が良いと思います。(11 歳)

2 子どもの権利を実現するために、国が行うことを全体的に見てすすめる役割ができる国の機関をつくる

- 2-1 国が行う子どもに関わる取組みを、全体的に見てすすめる役割をはたす国の機関(子ども庁・子ども省等)をつくってください。その機関は必要な権限を持つようにし、十分な予算や人をつけてください。
- 2-2 子どもに関わる法律や政策については、さまざまな年齢、住んでいる地域など異なる環境下の多様な子どもの意見をきいてつくり、行ってください。子どもに関わる法律や政策が作られる過程において、きちんと子どもが参加し、意見を表明できるように配慮し、子どもがその過程をわかるようにしてください。
- 2-3 法律や政策により子どもの権利がどのように守られることになるか、子どもに対して説明をしてください。
- 2-4 子どもの権利が守られているかを確認するために、国際的な基準も参考にして目標を定め、データや情報を集めて、その結果を公表してください。またその際には、子どものプライバシーにも十分に配慮してください。
- 2-5 法律や政策の実施状況について、子どもの権利がどう影響を受けるか評価してください。
- 2-6 子どもの権利条約の広報や啓発、教育や研修が確実に行われるようにしてください。
- 2-7 国・都道府県・市区町村が、人々といっしょに話し合うための会議を定期的を開いたり、人々から意見を聴くための仕組みをつくったりするなど、市民との協力強化もしてください。
- 2-8 子どもの権利条約が対象とするすべての分野（教育や少年司法を含む）および日本で暮らすすべての18歳未満の子ども（外国籍・無国籍の子どもを含む）に関することを取り組みの対象にして下さい。
- 2-9 子どもからおとなになったばかりの18歳以上の若者についても、18歳になったとたんに支援の対象から外すのではなく、必要に応じて支援するような役割を新しい機関に持たせてください。

【なぜ新しい機関が必要なのでしょう？】

- ・国が行う子どもに関わる取組みは、教育、福祉、保健、司法などさまざまな分野にわたり、複数の省庁にまたがっています。まずすべての政策の前提として子どもの権利の保障がその目的であることを確認した上で、そういった視点からそれぞれの政策の調整が十分にされることが必要です。それがないと、子どもにとっては同じようなサービスなのに条件が違ってしまったり（例：保育園、こども園、幼稚園等）、子ども自身やその周りのおとなが困ってしまったりすることがあります。国連子どもの権利委員会も「条約が対象とするすべての分野を包含し、かつ政府機関間の調整および相互補完性を確保する包括的な子ども保護政策」が必要であり、「政策調整機関」などの制度的基盤を整備するよう、日本に勧告しています。

【子どもの意見】

●（子ども庁の議論が進んでいることについて）はじめて知って驚いた。うれしかったなと感じたけど、さびしいなとも思った。自分たちのことなのに、ぜんぜんわかれてないな、と。こういう機会だから知れたけど、クラスの友達とかはわかっていないと思う。それはちょっとな一っと思いました。（小学6年生、2021年11月6日子どもの権利条約フォーラム in かわさきにて）

●法律や政策、条例などを作る際にもっと生の子どもの声を伝えていくことで、従来からの改善点をより見つけられるようになると思います（17歳）

●ひとつにまとめて子どもにあった仕組みをつくってほしい（子どもの権利条約フォーラム in かわさきにて）

3 子どもの権利が守られているか確認・監視する仕組みをつくる

- 3-1 日本に住むすべての子どもの権利が守られるように、子どもの権利の状況を確認、監視する公的機関(子どもの権利擁護委員会、子どもコミッショナー制度等)をつくってください。
- 3-2 この公的機関は政府から独立した立場で存在し、子どもの権利条約にてらして、少なくとも以下の役割を果たせるように、十分な予算と人をつけてください。
- ① 日本国内の子どもの権利が守られているかを確認、調査・研究を行う。
 - ② 子どもに関する法律、政策、体制に関して、政府に提言を行う。
 - ③ 子どもの権利条約に関する意識啓発を行う。
 - ④ 子どもの権利保障の状況を確認するためにも、また①②③を行うにあたって、子どもの意見を聴くことを重視する。
 - ⑤ 子どもの権利の保障を推進するための助言や支援を、都道府県や市区町村に行う。
- 3-3 このような公的機関を国として設置したうえで、都道府県、市区町村においては、子どもが無料で安心・安全に弁護士などの専門家に相談でき、子どもと一緒に個々の問題を解決してくれる「子どもオンブズパーソン」「子ども権利擁護委員会」などの子どもの権利擁護の取り組みをすすめられるよう、国としても支援し、そのための予算をつけてください。

【なぜ独立した公的機関が必要なのですか？】

- ・子どもの権利が守られるようにするのは国の義務ですが、国が子どもの権利を守っていない場合もあります。そのために、国から独立して監視する機関が必要です。子どもの権利条約を守ると約束をした国は、その約束がきちんと果たされているかを確認するためにも、国から独立した監視機関をつくるよう、国連子どもの権利委員会はすすめています。
- ・子どもの権利が侵害されているとき、子ども自身が訴えて、子どもの意見を表明できる場を公式に国として持っていません。またそれはだれに責任があるのか、そしてどうしたら改善できるのか、について提言する仕組みが、国全体としてありません。一部地域にあるオンブズパーソン制度は子どもの声も聴いていますが、そのような自治体（都道府県・市区町村）の制度には国の支援がありません。

【子どもの意見】

●子どもの権利条約が守られているかどうか、独立した監視・救済のための公的機関をつくってほしいです。国連からも何度も指摘されていることでもあります。いじめホットラインや虐待 SOS などだけでなく、子どもの権利全般に対する機関が必要なのです。(高校3年生)

●確かに日本には国連の子どもの権利委員会のような、子どもの権利が守られているか、どこを直せばよいかを国民に公表し、政策にも反映させるような機関がないのでこの機関はとても必要だと思いました(15歳)

今、日本で子どもの権利を守るために、 大切だと思う4つのこと。

日本で子どもの権利がもっと守られるようになるために、いま大切だと思う4つの分野に関して提言します。「子ども基本法」をつくるにあたって、その中に以下の4つの分野で国が行うべきことについても、きちんと書いてください。

A 子どもの権利条約を日本中にひろめる

A-1 子どもからおとなまですべての人が「子どもの権利条約」を学び、理解し、毎日の生活の中で権利を守れるようにしてください。

A-2 普段から子どもに接する人たちには特に、子どもにはおとなと同じように権利があり、子どもには特別な権利もあることをきちんと理解し、それに基づいた行動がとれるよう学び実践する機会を増やしてください。

【子どもの意見】

●学校教育で、しかも義務教育で、ちゃんと子どもの権利条約の内容を子どもに伝えるべき。(高校3年生)

●子どもの権利条約を授業で学んだ時、途上国の子どもの問題で、日本の子どもは権利が守られているから関係ないというような感じを受けた。でも、日本の子どもも権利が守れてないと思う、もっとちゃんと教えてほしい。(16歳)

●子どもの権利条約を日本および世界の中で広めるために、おとな、子ども、社会に対してアクションを提案したいです。(中略)「子どもなのにすごいね」「子どもだからできないよ」という声が少なくなり、子どもの尊厳が守られる社会になってほしいです。(小学6年生)

【そのためにできること】

① 子ども自身が自分の権利を知り、学ぶ。

- ・すべての子どもが必ず学校で子どもの権利条約を自分のものと感じられる方法で学べるように、カリキュラムにしっかり入れる。また、さまざまな科目の中に、子どもの権利条約の視点を入れ、子どもたちが学び、考える機会をつくる。
- ・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)などすでに多くの自治体で行われている体験型のワークショップを通じ、子どもたち自身が権利を持っていることを実感できるプログラムを実施する。
- ・「生徒手帳」で子どもの権利条約を紹介する。
- ・里親家庭や施設で暮らすことになった子どもに「子どもの権利ノート」を配布してきちんと活用する。

② 保護者や子どもに関わる人たちが、子どもの権利条約を学ぶ。

- ・「母子(父子)健康手帳」をはじめ、親向けの資料で子どもの権利条約を紹介したり、講座を開いたりする
- ・子どもに関する専門家(保育士、幼稚園・学校の先生など)になることをめざして大学などで勉強するときのカリキュラムに、子どもの権利条約の内容をきちんと盛り込み、実践できるよう訓練する。
- ・保育園・幼稚園、認定こども園、学校、学校以外の子どもたちの居場所(フリースクール、放課後児童クラブ、児童発達支援・放課後等児童デイサービス、児童館、冒険遊び場、こども食堂、子どもの学習サポート、塾など)、子どもたちが暮らす施設等で、子どもに接する人たちが学ぶことができるような支援をする。
- ・子どもに関わる職業の人たちには、子どもの権利条約をどのように日常から実践できるかを定期的に繰り返し職員研修で学べるようにする。
- ・子どもの居場所で、ボランティアで子どもに直接関わることをする人へも、学ぶ機会をつくる。
- ・子どもを預かったり支援したりする場で、子どもに対する暴力や虐待が起きないように、セーフガーディン

グなどの職員研修を実施する。

③ 全国および地域で啓発する。

- ・子どもの権利条約の内容を関連する記念日に発信する。
- ⇒こどもの日（5月5日）、世界子どもの日（11月20日）、「虐待防止月間」（毎年11月）、「人権週間」（毎年12月4日～10日）など
- ・「子どもの権利週間」を新たにつくり、全国的に子どもの権利条約の啓発・学ぶ機会を提供する。
 - ・子どもの権利条約について、マスメディアやSNSで発信していく。
 - ・市区町村での差がでないよう、子どもの権利条約の地域での普及を国としてバックアップする。

B 子どもの声を聴き、子どもとともに行動する

- B-1 子どもに関係するすべての法律や政策は、さまざまな年齢や環境下の子どもの意見（意思・意向という広い意味）を聴いてつくり、子どもが理解できる文章や言葉で伝えてください。
- B-2 自分から、声をあげづらい状況にある子ども（赤ちゃんや小さい子、障害のある子ども等）には、その子どもの声を、子どもの代わりに言ってくれる人や、聴きとれるような仕組みが、必要であることも忘れないでください。
- B-3 子どもに関わることについて、子どもが自由に意見をいえて、またその意見が真剣に受け止められ、重視される仕組みを、国・都道府県・市区町村で整え、正に反映されるようにしてください。
- B-4 子どもには自分の気持ちや意見を伝え、グループをつくり、社会に参加する権利と力があります。子どもが力を発揮できるための仕組みを国・都道府県・市区町村、学校や地域などでつくってください。
- B-5 権利侵害にあった子どもを保護・救済する際にも、子ども自身の声をきく仕組みをつくってください。

【子どもの意見】

●子どもの参加する権利と聞くと、「子どもはわがままになる」と考える人がいますが、子どもが参加する権利を知ること、自分の頭で考えて意見を発することができるようになるからです。私たち子どもにも、賛成かどうか聞くだけではなく、同じテーブルで、話す一人として意見を言わせてほしいです。（中学3年生）

●子どもに関する政策などを決める時は子どもの意見を聞くということにとっても共感した。コロナの時も会社がテレワークなどになる前にまず学校が一斉休校になったのも子どもに関することなので、子どもの意見も聞いてほしかったと思うし、なぜ大人の活動よりも先に学校を休校にしたのかと思う。だから、どんな場面においても子どもに関する政策を考える時は子どもの意見を聞いてほしいと思う。（15歳）

【そのためにできること】

①仕組みを整える。

- ・子どもには意見を言う権利があり、おとなはその意見をきちんと尊重しなければいけないことを、子どもに関する主な法律にきちんと盛り込む。また、子どものこのような権利を守るための具体的な方法についても、法律で決めておく。
- ・国・都道府県・市区町村の取り組み・政策に子どもたちの意見が反映されるようにするため、子ども向けの意見公募（パブリックコメント）の実施や「子ども会議（議会）」の設置などをすすめる。
- ・子どものSOSに対応している仕組みや団体をお金の面も含めて支援する。
⇒たとえば、法務省「子どもの人権110番」、チャイルドラインなど
- ・学校や施設の運営方法、環境、ルールなどについて、その学校・施設を利用する子どもが意見を言えるようにするための仕組みをつくる。
- ・子どもアドボケイト等、子どもの声を聴き、代弁する（さらにはその声を政策などにつなぐ）仕組みをつくる。
- ・どんな立場の子ども（例えば親が課外活動に消極的、虐待やいじめを受けている、里親家庭にいるなど）も行政などに意見をいう機会が与えられるように、ホームページなどでだけで募集するのではなく、学校などを通して募集をかける。

②子どもの声を聴くためのさらなる仕組みをつくる。

- ・おとなが子どもの声を受け止め、それを社会に発信し、子どもがおかれている状況を変えるような仕組みをつくる。とくに、意見をうまく言えない子ども、意見を言ってもしかたがないと思っている子どもたちの声をしっかり聴いていくように努力する。
- ・子どもが使える言語（日本語以外の言語、手話など）やツールを使って意見することができ、その声を聴く仕組みをつくる。
- ・おとなが子どもの声をじっくり聴く時間をしっかりと持てるようにすること。そのための環境整備や支援をする。

③子どもをエンパワーする。

- ・子どもが意見を言い、行動していけるようにするための環境づくりと支援に取り組んでいく。
- ・ほかの人とコミュニケーションする力、人前で意見を発表したりする力などを子どもが身につけられるようにしていく。
- ・子どもが忙しすぎて意見を言ったり行動したりするための時間がなくならないようにする。

C だれひとり、子どもを取り残さない

- C-1 子どもに対するさまざまな差別をなくすための取り組みを行い、国籍、性別、年齢、言語、障害などにかかわらず、日本に住むすべての子どもの権利が守られるようにしてください。
- C-2 日本に住むすべての子どもが、学校だけでなく学校外でも状況に応じて十分な教育を受けられるようにしてください。
- C-3 困難な状況下の子どもを支えるための取り組みを強化してください。困難な状況とは、貧困、虐待、災害の影響下にある子どもや、様々な理由から生きづらさを抱えている子ども、障害のある子ども、外国ルーツの子どもや無国籍の子ども、ヤングケアラーや児童労働等、今の日本社会の中で子どもが負える以上の責任を背負っている子どもを含みます。

【子どもの意見】

●不登校の子どもたちが増えているが、そのなかで、学校以外の居場所で、自由に過ごしていいという認知が広がっていない。学校に行きたくないのに、学校に行くことが正しい、という価値観だけが正しいというのはおかしい。学校外での学びの選択肢が認知されてほしい。(17歳)

●私自身、外国にルーツのある子どもです。外国にルーツのある子どもの中には、経済的な理由や、言葉の壁から高校や大学への進学をあきらめざるを得ない場合があります。でも、その実態が分からないので対策しきれません。日本政府には、外国にルーツのある子どもの教育を受ける権利の実態をちゃんと調査して公表してほしいです。(17歳)

【そのためにできること】

①法制度を整える。

- ・今ある法律に基づいて差別を解消するための取り組みをさらにすすめ、必要に応じて新しい法律をつくる。
- ⇒差別をなくすためにつくられた法律としては、今のところ、男女差別、障害のある子どもに対する差別、部落差別、ヘイトスピーチ（外国とつながる人たちへの差別をあおるような発言）に関するものぐらいしかない。
- ⇒人種差別、民族差別、SOGI（性的指向／性自認）による差別など異質な他者差別を禁止する法律はないので、さまざまな理由に基づく差別を禁止するための総合的な法制度をつくっていく。

②現在の制度を見直す。

- ・権利がきちんと守られないまま放置されている子どもを支えるために、国・都道府県・市区町村の取り組みを子どもの権利の視点から見直す。
- ・フリースクールなど学校以外の場所で学ぶ機会がさらに守られるようにする。また、本人が望まないのに学校に行けなくなることがなくなるように、現在の学校・教育のあり方を見直していく。
- ・いまだにどこの国の国籍も持てない子ども（無国籍児）や戸籍を作成されていない子ども（無戸籍児）がいて、権利を保障することがむずかしくなっているので、このような子どもが生じないように制度を見直す。

③さまざまな子どものニーズにこたえる。

- ・日本に住む、沖縄・琉球の人々やアイヌ民族など先住民の子どもや、外国にルーツのあるすべての子どもが、日本語と日本文化だけではなく、親から受けつぐ言葉や文化も尊重されながら教育を受けられるようにするための取り組みをすすめる。
- ・障害のある子どもをはじめ、多様なニーズを持つ子どもがみんなと一緒に学ぶことを選べるようにするため、必要な助けを得られるようにしていく。

④ さまざまな状況下の子どもを支援する。

- ・地震・台風・豪雨などの災害にあった子ども（災害孤児・遺児を含む）が、長期的に支援を受けられるようにする。
- ・新型コロナで日本中の子どもがしばらく学校に行けなくなったことなども考え、新しい「学び」のあり方を子どもたちといっしょに考えていく。

D 子どもに対するあらゆる暴力を、ぜったいにゆるさない

D-1 子どもに対するあらゆる暴力（※）をなくすための取り組みを強化してください。

D-2 「子どもに対するあらゆる暴力」とは、具体的にどのようなことが含まれるのかを、子ども自身に広く伝えてください。子どもはあらゆる暴力から守られる権利をもっていて、暴力を受けたときには助けを求められること、そして助けを求める方法を子どもに広く伝えてください。

D-3 家庭や学校以外にも子どもにとって安全・安心な「居場所」を子どもの身近な場所につくってください。

D-4 子どもと直接かかわりがある人もない人も、子どもはあらゆる暴力から守られるべきであることを認識し、暴力を受けている子どもを見逃さず支援するように啓発してください。

※子どもに対する暴力とは、いじめ、性暴力、虐待（ネグレクト含む）、体罰、言葉による暴力等を含みます。

【子どもの意見】

●おとなは子どもより強いと思っているから、そういったこと（暴力）ができるんだと思う。だから子どもの権利を高めることで守ることができると思う。（17 歳）

●なぜ暴力をふるっている人がいるかを考えると何かしらの理由（経済的に苦しく精神状態が安定しない、など）がある。そういったことの支えを強く手厚いものにする必要もあると感じました。（17 歳）

●居場所をたくさんつくることはとても大事だと思います。家や学校に居場所がない子どももそれ以外に居場所があれば、助けを求めることが出来やすくなると思います。（18 歳）

【そのためにできること】

①法律で明らかにする。

・子どもへの暴力は、どんな場所でも、どんな形で許されないことを、さまざまな法律などにきちんと書く。

②子どもを支援する。

・恋人など親しい人同士の間でふるわれる暴力（デートDV＝ドメスティック・バイオレンス）や自撮り被害などオンライン上の性的搾取の予防対策や性教育（セクシュアル・リプロダクティブ・ライツヘルス（SRHR）に関する教育）を強化する。

・暴力を受けたりいやなことがあったりしたとき、安心して相談・通報できる仕組みと雰囲気をつくる。

・子どもが安心して安全に過ごすことができる「居場所」を、全国で子どもの身近なところにつくる。

また、居場所づくりをすすめている団体やグループが活動しやすいよう支援する。

③おとなへの啓発・支援を行う。

・子どもに対するあらゆる暴力の禁止についておとなへ啓発すると同時に、暴力をふるわずに子どもに接することができるようにするため、親をはじめとするおとなを十分に支えていく。

⇒体罰を使わずに子どもと関わる方法を学ぶ機会を、すべてのおとなに提供し、実践を支援する。

⇒子どもに普段から関わるおとな（保護者、学校の先生、児童養護施設の職員等）が、ストレスがたまって子どもにあたったりしないよう、子育て世代の負担や貧困、学校・子どもに関する施設での働き方などの問題にも取り組む。

以上

【この提言の背景・作成者・策定プロセスについて】

■子どもの権利条約

子どもの権利条約は、子どもが幸せな生活を送れるようにするためにそれぞれの国で守るべきことをまとめた、国際的な法律です。世界中の国々の代表が集まる国連（国際連合）で、1989年11月20日に全会一致でつくられました。

子どもの権利条約には、子どもたちが当たり前のこととして持てなければならない「権利」が書かれています。条約を守りますと宣言した国（批准または加入をしている国や地域）は、そこに書かれている権利を守っていく義務と責任があります。

日本も1994年にこの条約を守りますと宣言したので、日本で暮らすすべての子どものために、条約に書かれている権利を守っていかなければならないのです。ここでいう「子ども」とは、国籍に関わらず（国籍のない子どもも含め）18歳になっていないすべての人をさします。

■広げよう！子どもの権利条約キャンペーン

「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、日本で子どもの権利条約がきちんと守られるようにしていくためのキャンペーンです。「子どもの権利条約」の理念が、国、自治体、家庭などに浸透し、「子どもの最善の利益」を考え、実行できる社会をつくることを目的として、2019年の4月、子どもの権利条約ができてから30年、日本が条約を守りますと宣言してから25年という節目の年に始まりました。実行委員会が企画・運営し、2021年11月時点で約190団体が賛同しています。次の3つを柱とし、活動しています。

- (1) ネットワーク構築（条約に関わるNGO・NPO・団体・個人などをつなぐ）
- (2) 政策提言（子どもの声を含め市民の声を子ども政策に反映させる）
- (3) 啓発（すべての子どもの権利保障につながる条約の広報・啓発）

ウェブサイト：<https://crc-campaignjapan.org/> Facebookでも発信しています！

■提言策定のこれまで

本提言は、日ごろから子どもと関わり、子どもをめぐるさまざまな問題に取り組んでいるおとなが、子どもの意見をできるだけ聴いて、それを反映しながらつくりました。当初の予定では、子どもとともに2022年3月に完成することを目標にしていたのですが、子どもに関する議論の高まりなどをうけて、緊急に最終版を2021年11月に提出することに、予定を変更しています。最終版はキャンペーンのウェブサイトに掲載します。

2020年11月	提言第一次案の公開（おとなのみの議論）
2020年11月～2021年4月	子ども版を作成。子どもたちへのヒアリングを実施（東京、愛知）。子どもたちの意見反映・修正作業
2021年4月22日	第二次案発表
2021年8月～9月	第三次案作成
2021年9月21日	最終案公開
2021年9月21日～11月	キャンペーン賛同団体、子どもへのヒアリングやアンケート、修正作業
2021年11月20日	最終版発表

■子ども・若者へのヒアリング概要 (2021年11月22日更新)

本提言最終版を作成するにあたり、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」政策提言チームを中心に、18歳以下の子どもや若者にオンラインや対面にて下記の機会を通じて意見や質問を集めました。

実施期間	ヒアリング実施形態	参加者及び人数	実施団体
2020年 10月21日～11月 14日	広げよう！子どもの権利条約キャンペーンに所属する団体を通じたオンライン及び対面アンケート	18歳以下の子ども（一部20代のユース）73人	ACE、東京シュレー、子どもの権利条約フォーラム in とうかい、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン
2020年 11月15日	子どもの権利条約フォーラム2020 in 南砺 分科会：「子どもからの発信」	18歳以下の子どもと20代のユース 約45名	子どもの権利条約ネットワーク
2021年 2月3日～2月18日	子ども基本法制定に向けた提言内容に関するオンラインアンケート及びオンラインヒアリング会	18歳以下の子ども57人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 4月18日	子どもの権利を実現するための国会議員向けイベントに向けた事前準備オンラインワークショップ	小学6年生～高校3年生 15人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 4月22日	子どもの権利保障のための提言発表 院内集会	小学6年生～高校3年生 5人	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン
2021年 6月5日～12日	院内集会「きいてよ！私たちの声～子どもの権利に関する基本法実現に向けて～」事前準備オンラインワークショップ	11歳～22歳 23人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 6月15日	院内集会「きいてよ！私たちの声～子どもの権利に関する基本法実現に向けて～」	11歳～18歳 16人	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン
2021年 8月1日～8月15日	子ども基本法に関するアンケート	11歳～18歳 11人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 9月24日～10月31日	「今こそ『子どもに関する基本法』の制定を！」に関するオンラインアンケート	11歳～18歳 11人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 10月29日	内閣官房との意見交換会にむけたオンライン顔合わせ会	9歳～18歳 13人	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン
2021年11月2日	内閣官房とのオンライン意見交換会	9歳～18歳 16人	内閣官房こども政策推進体制検討チーム
2021年11月7日	子どもの権利条約フォーラム2021 in かわさき 分科会 子どもと考える子ども庁と子ども基本法	18歳以下の子ども9人	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン